

処方・医薬品等に関して

○後発医薬品使用体制

当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用を勧めるため、薬剤部門において後発医薬品の情報を収集、評価、その採用を決定し、後発医薬品の使用に積極的に取り組んでいます。医薬品の供給が不足などした場合、代替医薬品への変更を行うなど、適切な対応が可能な体制を整備しております。

供給状況に応じて投与する医薬品が変更となる可能性もございますが、変更となる場合には患者さんへの十分な説明を致します。

○一般名処方

当院では保険薬局において銘柄によらず調剤出来ることで対応の柔軟性を増し、患者さんに安定的に薬剤治療を提供する観点から、後発医薬品のある医薬品については薬剤成分をもとにした、一般名処方を積極採用しております。

令和6年10月より医薬品の自己負担の仕組みに変更がされており、後発医薬品があるお薬で（医療上の必要性がある場合を除き）患者さんが先発医薬品の処方を希望された場合、選定療養となり別途で特別料金が発生致します。

※医薬品の流通などによる供給状況問題での在庫不足等からの医薬品変更では、特別料金は発生致しません。

※以下、厚生労働省の説明抜粋

患者のみなさまへ

令和6年10月からの 医薬品の自己負担の新たな仕組み

- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、
先発医薬品の処方を希望される場合は、
特別の料金をお支払いいただきます。
- この機会に、後発医薬品の積極的な利用を
お願いいたします。

- ・ 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- ・ 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- ・ 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる
医薬品の一覧などはこちらへ



後発医薬品について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）
に関する基本的なこと



※QRコードから厚生労働省HPの関連ページにアクセスできます。

将来にわたり国民皆保険を守るため
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare